支えあい　育てる

介護保険制度

名古屋市

目 次

■ しくみ

介護保険はこんな制度です。……3

■ 保険料

介護保険料はこうなっています。……5

■ 利用手順

介護保険サービス等の利用手順……9

■ 申請

介護保険サービスの利用には要介護認定の申請が必要です。‥11

■ 利用

介護保険サービスを利用するには……13

介護保険サービスの種類とかかる費用（利用者負担）の例‥15

介護保険サービスを利用したとき負担の軽減制度があります。‥22

■ ご案内

いきいき支援センター（地域包括支援センター）の概要 ‥‥27

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始します。‥‥31

在宅医療・介護連携支援センターの概要 ……33

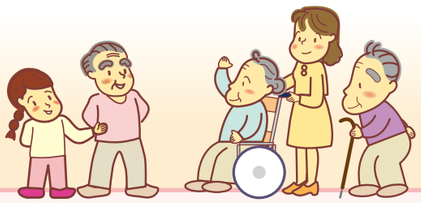

11月11日は介護の日

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として定められました。

地域に暮らす一人として、この日を介護について考えるきっかけとしましょう。

第6期（平成27～29年度）介護保険事業計画における主な制度改正内容

平成27年4月から実施

❶ 低所得の65歳以上の方の保険料を軽減しました。

消費税増税分を財源として、保険料段階が第1～第2段階の方の保険料を軽減しました。

❷ 特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になりました。

特別養護老人ホームへの新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象となりました。ただし、要介護1･2の方でも、やむを得ない事情により在宅生活が困難な状況にあれば、新規入所が認められる場合があります。詳しくは、各施設にご相談ください。

平成27年8月から実施

❸ 一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が2割になりました。

一定以上の所得のある65歳以上の方が、介護保険サービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になりました。（64歳以下の方の利用者負担は1割です。）（15ページを参照）

❹ 高額介護サービス費の利用者負担限度額が一部の方について引き上げられました。

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定の限度額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に、一定以上所得のある方の区分（44,400円の区分）が新設され、新しい限度額が設定されました。（22ページを参照）

❺ 低所得の方で施設及び短期入所サービス（ショートステイ）を利用している方の居住費・食費補助の適用要件に資産要件等が加わりました。

平成27年8月から居住費（滞在費）・食費補助の適用要件に資産要件等が追加されました。

また、平成28年8月からは非課税年金（遺族・障害年金など）が併せて勘案されるようになります。（23ページを参照）

❻ 高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部の方について変わりました。

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）の合計が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が変更されました（70歳未満の方のみ変更されました）。（25ページを参照）

平成28年6月から実施

❼ 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始します。

平成37年には団塊の世代が75歳を迎えるなど、高齢化が進展していく中、要支援者又は要支援者になるおそれのある方の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、新しい総合事業を開始します。詳しくは、31ページをご覧ください。

介護保険はこんな制度です。

介護保険制度は、40歳以上の方に被保険者として保険料を納付していただき、介護を必要とする方にサービスを利用していただくしくみになっています。

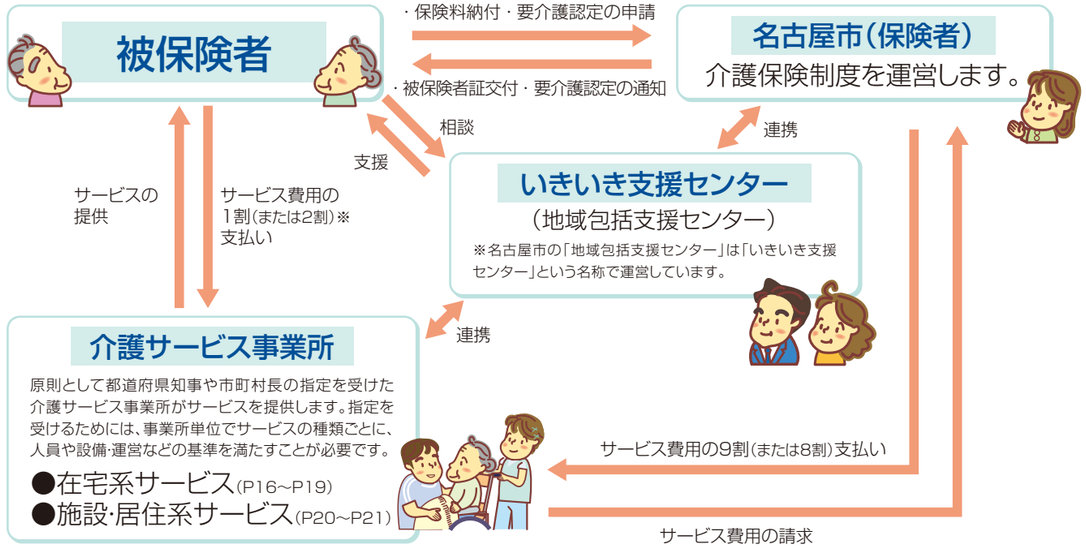

※一定以上の所得のある65歳以上の方は、2割（P15を参照）

◆介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます。

65歳以上の方（第1号被保険者）	医療保険に加入している40～64歳の方（第2号被保険者）
介護保険サービスを利用できるのは、介護や支援が必要と認定された方です。（病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護保険サービスの対象となります。）	介護保険サービスを利用できるのは、加齢に伴う病気（特定疾病）※により、介護や支援が必要と認定された方です。
被保険者証は、すべての方に（1人1枚）お渡しします。	被保険者証は、要介護認定等の申請があった方および被保険者証の交付申請があった方にお渡しします。
保険料は、所得などに応じて名古屋市が定めた額を納付します。	保険料は、医療保険の一部として、医療保険者が定めた額を納付します。
認定を受けた方には負担割合証をお渡しします。（毎年7月に送付） ※65歳以上の方全員が被保険者であり、脱退することはできません。	認定を受けた方には負担割合証をお渡しします。（毎年7月に送付）

※加齢に伴う病気（特定疾病）とは

1. がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◆介護保険はみなさんと社会全体で支える制度です。

介護保険の運営に必要な財源は、国、都道府県、市区町村が50%を負担し、残りの50%を介護保険被保険者に保険料として負担していただきます。

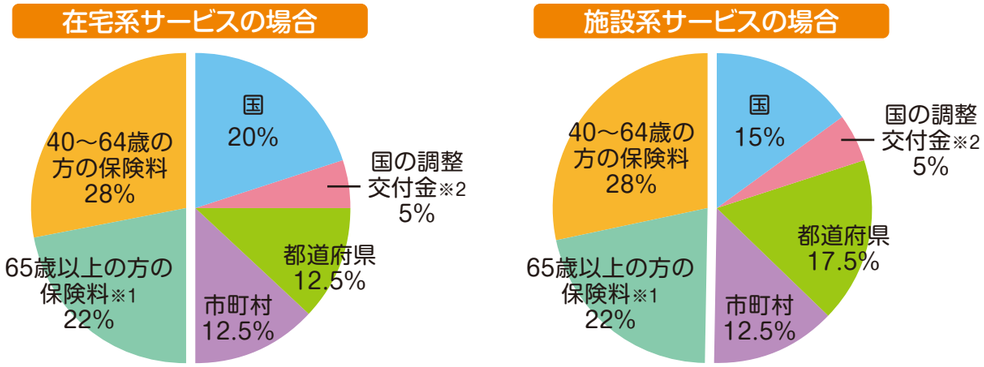

※1　本市は約22.8%（平成28年度）　※2　本市は約4.2%（平成28年度）

◆介護や支援が必要な方が増えています。

名古屋市における要支援・要介護認定者数の推移

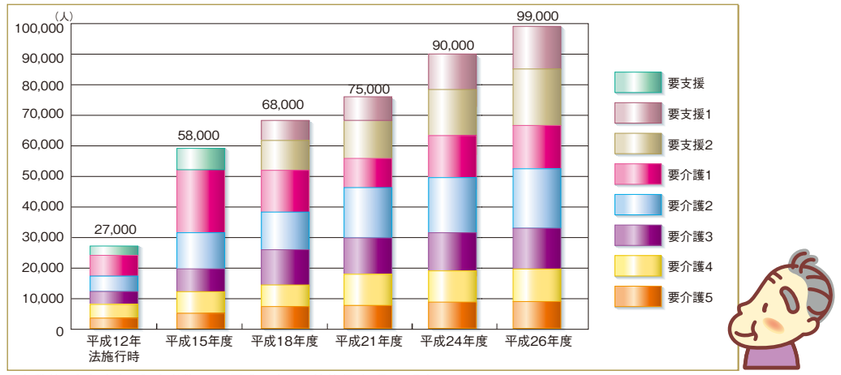

※各数値は各年度末の認定者数。　※平成12年のみ法施行時4月1日現在。

◆介護保険サービスに必要な費用が増えています。

名古屋市における介護保険サービスに必要な費用（保険給付費）の推移

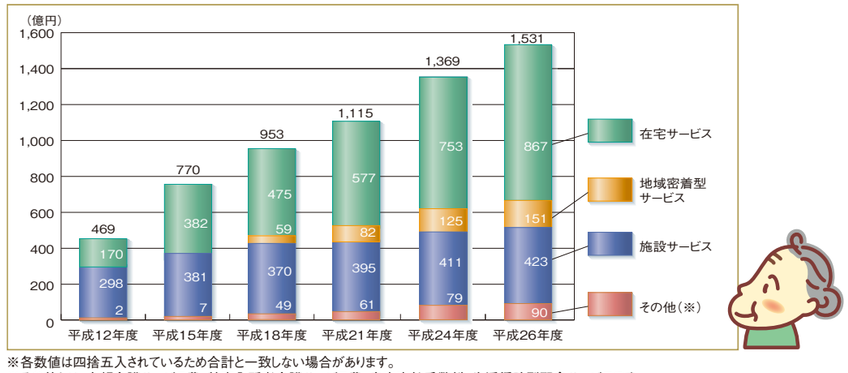

※各数値は四捨五入されているため合計と一致しない場合があります。
※その他とは、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料、生活援助型配食サービスです。
（平成21年度以降は高額医療合算介護サービス費を含みます。）

介護保険料はこうなっています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

・平成27年度から平成29年度までの保険料の額は、所得などに応じて次の15段階に区分されています。低所得の方の負担が重くならないように配慮されています。
・**第1段階及び第2段階の保険料については、基準額に対する負担割合を0.45から0.4に軽減します（年間3,537円の軽減）。この軽減分は、消費税増税分を財源とした公費投入によりまかなわれています。**

段　階	対　象　者		年間保険料
第1段階	生活保護等を受けている方、または 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		28,292円 （基準額×0.4）
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	28,292円 （基準額×0.4）
第3段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	45,974円 （基準額×0.65）
第4段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	53,047円 （基準額×0.75）
第5段階	本人が市町村民税非課税で世帯員に市町村民税課税者あり	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	60,120円 （基準額×0.85）
第6段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	70,729円 （保険料基準額）
第7段階	本人が市町村民税課税	合計所得金額が80万円未満の方	74,266円 （基準額×1.05）
第8段階		合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	77,802円 （基準額×1.1）
第9段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	88,412円 （基準額×1.25）
第10段階		合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	106,094円 （基準額×1.5）
第11段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	120,240円 （基準額×1.7）
第12段階		合計所得金額が400万円以上540万円未満の方	134,386円 （基準額×1.9）
第13段階		合計所得金額が540万円以上700万円未満の方	148,531円 （基準額×2.1）
第14段階		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	162,677円 （基準額×2.3）
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上の方	176,823円 （基準額×2.5）

※実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額になります。

○公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号）
老齢・退職年金など、課税対象となる年金などの収入金額をいい、遺族、障害年金などの非課税年金は含まれません。
○合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）
総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、特別控除前の土地・建物等の譲渡所得金額、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額などの合計額（損失の繰越控除前）をいいます。
○課税・非課税は、名古屋市市税減免条例に基づく減免の適用前で判定されます。条例により税額の全部が免除されている場合は課税となります。
○世帯は、賦課期日（4月1日）または資格取得時の世帯をいいます。
○納付した介護保険料については、税の申告や年末調整のときに、社会保険料控除の対象となります。

◆65歳以上の方の介護保険料はこうして決まります

65歳以上の方の保険料は、介護保険サービスに必要な費用（保険給付費）の見込み等をもとに基準額を算出し、その基準額をもとに、所得等に応じて決定します。保険料は、介護保険事業計画※の見直しにともない、3年ごとに見直されます。

$$\text{基準額} = \frac{\text{3年間で65歳以上の方にご負担いただく保険料の総額}}{\text{3年間の65歳以上の方の見込み人数}}$$

※介護保険事業計画は、介護保険事業の保険給付の円滑な実施のため、サービス量の見込みやサービスの円滑な提供を図るための事業などについて定めるものです。

介護保険 Q&A

Q 介護保険料はどうして納めるの？

A 介護保険制度は、40歳以上の方からの保険料と国・県・市からの公費を財源として、介護を社会全体で支えあう仕組みです。皆様に納付していただく介護保険料は、制度を維持していくための大切な財源となります。納付義務がありますので、ご理解をお願いいたします。

◆65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の納め方

介護保険料の納め方には、年金からの差し引き（特別徴収）と口座振替（自動払込）または納付書による納付（普通徴収）があります。（被保険者の方が特別徴収か普通徴収かを選ぶことはできません。）

年金年額18万円以上の方（特別徴収）

老齢・退職、遺族、障害年金のいずれかの年金を年額18万円以上受給されている方は、年金が支給される際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。（手続きは必要ありません。）
ただし、年額18万円以上の方でも、65歳になられた方や市外から転入された方などは、当初は、口座振替（自動払込）または納付書により、各月、納付していただきます。（普通徴収となります。）

【納付する月】

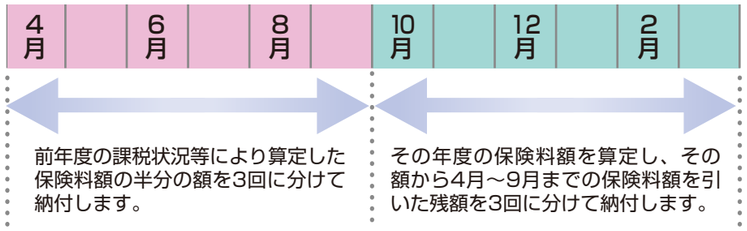

年金年額18万円未満の方（普通徴収）

上記の特別徴収以外の方は、口座振替（自動払込）または納付書により納付していただきます。

【納付する月】

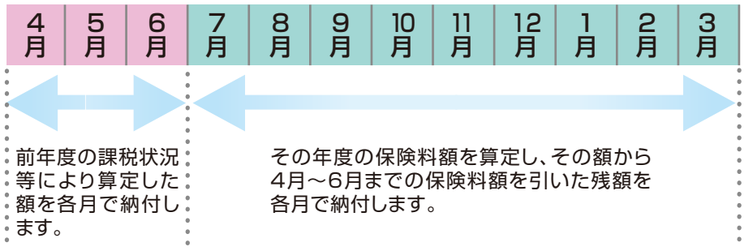

介護保険料の納付は口座振替（自動払込）が便利です。

普通徴収の方の保険料の納付には、便利な口座振替（自動払込）をご利用ください。
預(貯)金口座のある金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局または区役所福祉課の窓口へお申し込みください。（申し込み用紙は窓口に置いてあります。）

申し込みの際にお持ちいただくもの

- 預(貯)金通帳等口座番号を確認できるもの
- 通帳お届け印
- 介護保険被保険者証

介護保険 Q&A

Q 保険料を滞納するとどうなるの？

A 特別な事情もなく保険料を滞納すると、滞納処分として財産（預貯金や年金等）の差押えなどを受ける場合があるほか、介護保険サービスを利用したときに滞納期間に応じて介護保険からの給付について制限を受けることがあります。

1年以上納めないと…
介護保険サービスの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付（費用の9割または8割）が支払われます。

→ **1年6か月以上納めないと…**
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部の支払いが差し止められます。

→ **2年以上納めないと…**
納めていない期間に応じて、利用者負担が1割（または2割）から3割になり、高額介護サービス費等も支給されません。

◆保険料の納付の猶予・減免制度

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、保険料の納付にお困りの方は、申請により保険料の納付が猶予されたり、減免されることがあります。
減免の適用には、要件および申請期限があります。
詳しい内容につきましては、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へお問い合わせください。

40歳～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料の決め方・納め方

医療保険分の保険料に介護保険分の保険料を合わせて納付します。
介護保険分の保険料額は各医療保険者が、所得などに応じて決定します。

●国民健康保険に加入している方

- 世帯主が世帯員の分も合わせて納付します。
- 同一世帯の被保険者数や各被保険者の所得金額、扶養家族の人数などに応じて保険料が異なります。
- 国庫負担があります。

●健康保険や共済組合などに加入している方

- 給与の額に応じて異なります。
- 半額は、事業主が負担します。
- 40歳～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

介護保険分 ＋ 医療保険分

※40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料につきましては、各医療保険者にお問い合わせください。

介護保険サービス等の利用手順

介護保険サービスと介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）のサービスは、相談　者の方の生活状況や心身の状態にあわせてご利用いただけます。

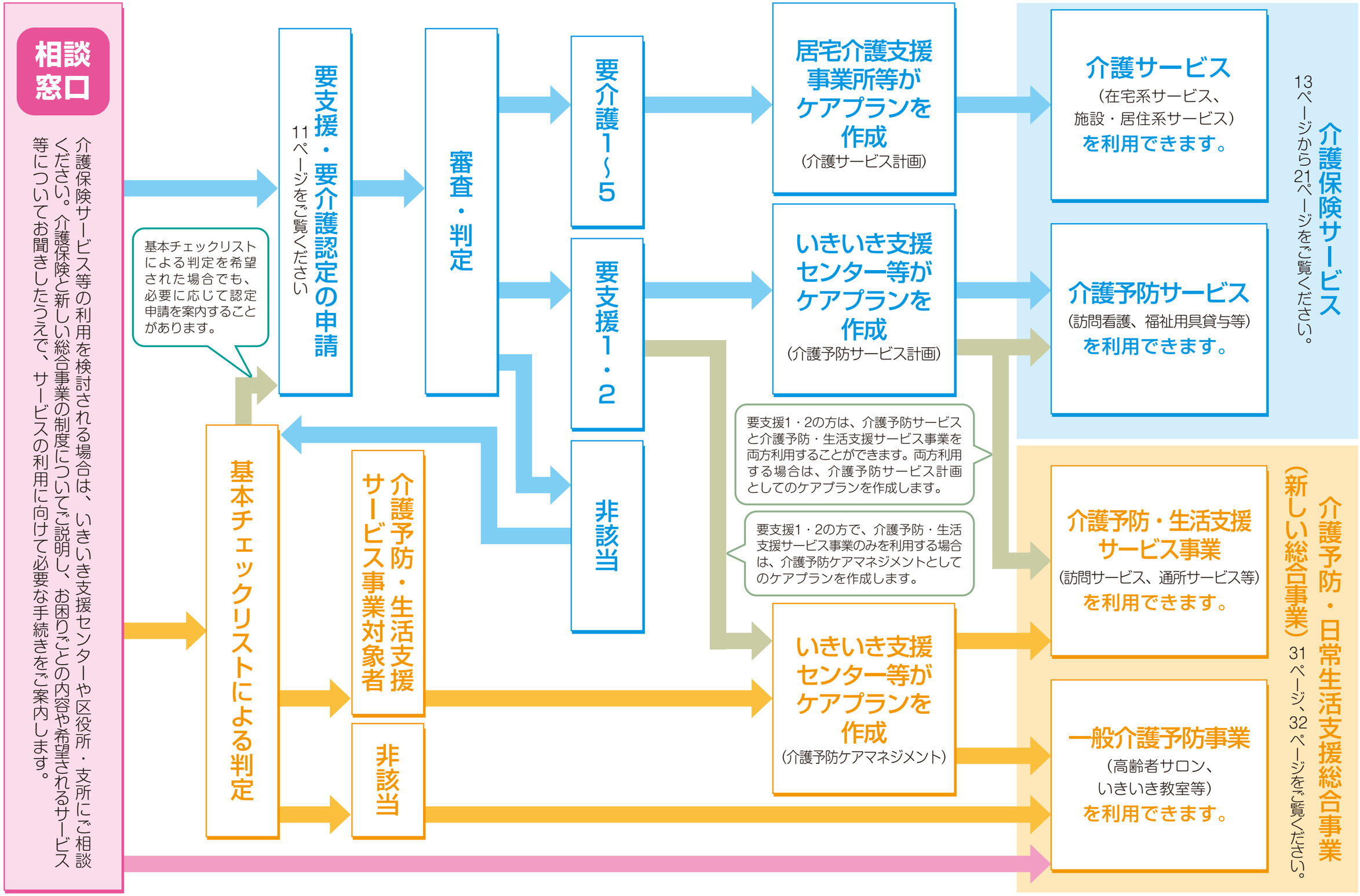

介護保険サービスの利用には要介護認定の申請が必要です。

要支援・要介護認定の流れ

1　申請

申請の窓口は、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課です。
申請書等の提出は、本人や家族だけでなく、次のところでも代行できます。

・いきいき支援センター（P27）
・居宅介護支援事業所
・介護保険施設　等

◇申請に必要なもの
◆65歳以上の方
（第１号被保険者）
・介護保険被保険者証
◆40～64歳の方
（第２号被保険者）
・加入している医療保険の被保険者証

2　要支援・要介護認定

認定調査
認定調査員がご自宅等へ訪問し、本人やご家族から聞き取り調査を行います。

概況調査
現在利用している介護保険サービスの状況など

基本調査（74項目）
心身の状況や日頃の介護の状況、特別な医療に関すること

特記事項
基本調査だけでは把握しきれない特に介護に影響を与える事項や活動の状況

主治医意見書
区役所から主治医に、心身の障害の原因である病気などに関して意見書の記入を依頼します。

一次判 定
基本調査 の結果等をもとに全国 共通の基準により判定 を行います。

審査・判定（二次判定）
保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会で、一次判定結果や主治医の意見書などをもとに、必要とされる介護の量（要介護度）の判定を行います。

介護認定審査会

3　結果通知

申請日から原則30日以内に通知します。

認定

要介護1～5
介護サービスを利用できます。

要支援1・2
介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業（P31～32）を利用できます。

非該当（自立）
介護保険サービスの利用はできませんが、介護予防･日常生活支援総合事業（P31～32）を利用できます。

いきいき支援センター（27ページへ）

申請

◆要介護度（介護の手間）は必要とされる介護の量できまります。

要支援・要介護の認定は、病気やケガの症状そのものではなく、介護保険サービスの必要な程度を判定することが目的です。したがって、身体の状態や病状の重症度と要介護度が一致しない場合も考えられます。次の事例のように、認知症の症状は同程度でも、Ａさんのほうが身体機能が高い分、認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）により見守りや援助を必要とすることが多く見られ、結果的にＢさんよりも介護により時間がかかると判定される場合もあります。

	認知症	身体状態	BPSD	→ 必要とされる介護の量
Ａさん	同程度	障害軽い	徘かいなどが多い	→ BPSDに対応した介護に要する時間がより長い
Ｂさん	同程度	ねたきり	少ない	→ BPSDに対応した介護に要する時間がより短い

◆認定の有効期間･更新について

認定の有効期間は、原則として6か月間で、申請日までさかのぼって有効となります。

引き続き介護が必要な方は、有効期間が終了する60日前から30日前までの間に、更新の申請をして下さい。
（更新認定の場合は、有効期間が2年まで延長される場合があります。）

【所得税、市県民税の障害者控除対象者認定】
65歳以上のねたきりや認知症の方が、一定の基準により社会福祉事務所長の認定を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となり、所得金額から一定額が控除されます。

障害者	特別障害者
①知的障害者（軽度･中度）に準ずる方	②知的障害者（重度）に準ずる方 ③6か月以上ねたきりで食事･排せつ等の日常生活に支障がある方
所得税　：27万円控除 市･県民税：26万円控除	所得税　：40万円控除 市･県民税：30万円控除

※上記①～③の認定基準と要介護認定の基準は異なりますが、要介護の認定を受けられた方は控除認定の対象となる場合があります。
※認定については、お住まいの区の福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へお問合せください。

介護保険サービスを利用するには

要介護1～5と認定された方

利用するサービスを選ぶ

在宅系サービス P16～P19 ※1

ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）の選択

ケアマネジャーを選んで、ケアプランの作成を依頼します。※2

サービス計画（ケアプラン）の作成費用について、利用者負担はありません。

●届出

サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼したことを、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課に届け出ます。

居宅介護支援事業所とは…

介護を必要とする方が適切なサービスを受けられるよう、ケアマネジャーが利用者（要介護者）や家族と相談のうえ、介護サービス利用のための調整を行い、サービス計画（ケアプラン）を作成する事業所です。

そのほか、認定申請の代行や要介護認定のための認定調査等も行います。

サービス計画（ケアプラン）の作成

本人、家族、ケアマネジャーなどで検討を行い、サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護サービス計画（ケアプラン）の例

日帰りで通うサービスを多く利用する要介護3の方の場合

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護または通所リハビリ	訪問介護	通所介護または通所リハビリ	訪問看護	通所介護または通所リハビリ	訪問介護	
午後	訪問介護（夜間対応型）	訪問介護（夜間対応型）	訪問介護（夜間対応型）	訪問介護（夜間対応型）	訪問介護（夜間対応型）	訪問介護（夜間対応型）	訪問介護（夜間対応型）

＋ 福祉用具貸与　車いす、マットレス、特殊寝台など

短期入所サービス

サービス事業所と契約

介護保険サービスの利用

施設・居住系サービス P19～P21 ※1

施設等の選択

希望する施設等を選び直接申し込みます。

施設等と直接契約

施設・居住系サービスの場合は、契約後に施設等のケアマネジャーがサービス計画（ケアプラン）を作成します。

要支援1～2と認定された方

※3

いきいき支援センターへ依頼 P27

いきいき支援センターに介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。※2

サービス計画（ケアプラン）の作成費用について、利用者負担はありません。

なお、利用できるサービスは、16ページ～19ページ（※1）をご覧ください。

●届出

サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼したことを、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課に届け出ます。

介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成

本人、家族、保健師などで検討を行い、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

サービス事業所と契約

介護保険サービスを利用するには、サービス事業所・施設等との契約が必要です！

サービス事業所・施設等は、利用者に対して、サービス内容や利用料など、事業所を選ぶための重要な事項について、文書で説明を行い、同意を得ることになっています。必ず、確認して契約しましょう。

※1　P19の（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は在宅系サービスですが、施設・居住系サービスと同様の流れになります。
※2　ケアプランがなくても利用できるサービスが一部あります。（（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具購入費の支給、（介護予防）住宅改修費の支給、生活援助型配食サービス（市町村特別給付））
※3　施設・居住系サービスの一部は、要支援の方も対象となります。

介護保険サービスの種類とかかる費用（利用者負担）の例

要介護1～5の方が利用できるサービス（介護サービス）、要支援1･2の方が利用できるサービス（介護予防サービス）には次のようなものがあります。

【表のみかた】

	サービスの種類 サービスの簡単な説明					
	要介護の方 要支援の方	1単位の単価	利用するサービス内容や施設の状況、要介護（要支援）度など	1回（日または月）あたり	介護報酬（単位）	1割負担の方の費用（利用者負担）（円）

☆のついたサービスは、原則、名古屋市の住民の方のみが利用できるサービス（地域密着型サービス）です。詳しくは21ページをご覧ください。

介護報酬は、利用者負担（1割分または2割分）を含んだ介護保険サービスの費用であり、単位数で表示します。

費用（利用者負担）は、「介護報酬×1単位の単価」の1割で計算しています。
2割負担の方は、表に記載した費用の2倍かかります。

◎記載の費用（利用者負担）は一例です。利用するサービスや施設の状況により各種加算などが生じますので、実際の額は状況によって異なります。
◎なお、在宅系サービスには、サービスの利用限度額があります。在宅系サービスの利用限度額については、19ページをご覧ください。

【負担割合について】

一定以上の所得のある65歳以上の方が介護保険サービスを利用するときの利用者負担は、サービス費用の2割分です。（64歳以下の方の利用者負担は1割分です。）
介護保険にかかる、在宅系サービス、施設･居住系サービス全般が2割負担の対象です。ただし、高額介護サービス費（P22参照）の支給による負担上限があるため、2割負担の対象の方すべてが2倍の負担になるわけではありません。
ご自身の負担割合（1割または2割）が記載された、介護保険負担割合証を、要介護･要支援の認定を受けた方および事業対象者の方全員に、毎年7月に送ります。介護保険サービス等を利用する際は、被保険者証と併せて、ケアマネジャーやサービス事業所等に負担割合証をお見せください。

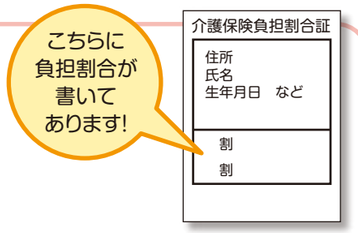

【所得に応じた負担割合】
（生活保護等を受けている方･住民税非課税の方は所得に関わらず1割負担です。）

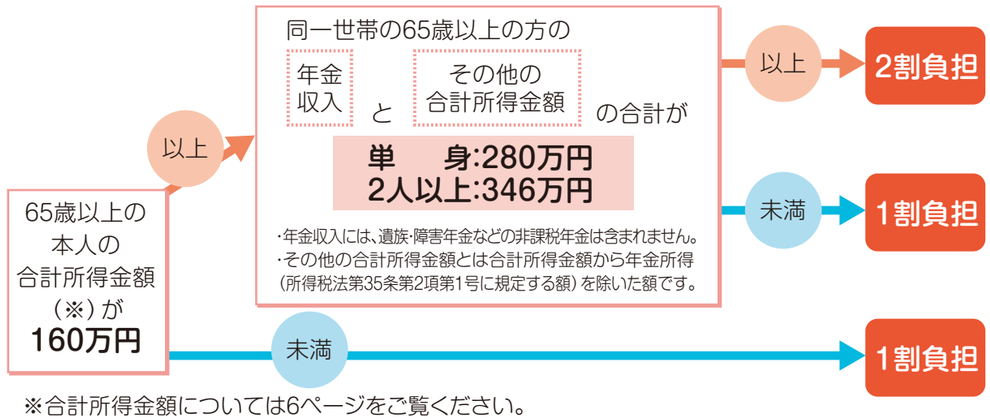

※合計所得金額については6ページをご覧ください。

【在宅系サービス】

自宅で受けることのできるサービス

1　訪問介護（ホームヘルプサービス）　介護予防訪問介護※
ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、介護や家事の援助をします。
介護予防訪問介護では、利用者の自立した生活を支援する観点からサービスを提供します。

要介護の方	11.05円	身体介護が中心で、所要時間30分以上1時間未満の場合	1回あたり	388 単位	429円
要支援の方※		週1回程度の利用が必要な場合	1月あたり	1,168 単位	1,291円

※平成28年6月から新しい総合事業の介護予防･生活支援サービス事業に移行します。

☆2　夜間対応型訪問介護
夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡を受け必要に応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

要介護の方のみ	11.05円	定期巡回	1回あたり	368 単位	407円
		随時対応	1回あたり	560 単位	619円
		オペレーションセンターサービス	1月あたり	981 単位	1,084円

3　訪問入浴介護　介護予防訪問入浴介護
浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護をします。

要介護の方	11.05円	1回あたり	1,234 単位	1,364円
要支援の方			834 単位	922円

4　訪問看護　介護予防訪問看護
看護師などが家庭を訪問して看護や診療の補助を行います。

要介護の方 要支援の方	11.05円	訪問看護ステーションによる所要時間30分以上1時間未満の場合	1回あたり	814 単位	900円

5　訪問リハビリテーション　介護予防訪問リハビリテーション
理学療法士などが家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

要介護の方 要支援の方	10.83円	1回あたり	302 単位	327円

☆6　定期巡回･随時対応型訪問介護看護
日中･夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期的な訪問と随時の対応（訪問）を行います。

要介護の方のみ	11.05円	訪問看護サービスを行う場合（要介護3の方の場合）	1月あたり	19,686 単位	21,753円

利用

7 居宅療養管理指導　介護予防居宅療養管理指導

医師･歯科医師･薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導をします。

要介護の方	10円	医療機関の医師が行う場合	1回あたり	503 単位	503円
要支援の方					

8 福祉用具貸与　介護予防福祉用具貸与

福祉用具の貸し出しを行います。

<対象となる福祉用具>

車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、手すり･スロープ（取付け工事のいらないもの）、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘かい感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置など

※下線の用具は原則要介護2から5の方が対象です。

※自動排泄処理装置のうち便が自動的に吸引されるものについては、原則として要介護4･5の方が対象です。

要介護の方	10円	利用者負担は実際に貸与に要した費用の1割または2割です。 単位数は実際に貸与に要した費用の1／10です。
要支援の方		

9 福祉用具購入費の支給　介護予防福祉用具購入費の支給

特定福祉用具販売事業者として指定を受けた介護保険サービス事業者で福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。

<対象となる福祉用具>

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具（いす、手すり、入浴台、すのこ、介助ベルト）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具

利用者負担は購入費用の1割または2割です。
利用限度額は要支援･要介護状態区分に関係なく一律10万円（1年度あたり）です。
利用限度額を超えた金額については、全額自己負担となります。

10 住宅改修費の支給　介護予防住宅改修費の支給

介護のための小規模な住宅改修について、その費用の一部を支給します。

※改修工事の前に区役所福祉課または支所区民福祉課への申請が必要です。

<対象となる住宅改修>

手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止などのための床または通路面の材料の変更、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便器への取り替え、その他付帯工事

利用者負担は改修費用の1割または2割です。
利用限度額は要支援･要介護状態区分に関係なく一律20万円です。
利用限度額を超えた金額については、全額自己負担となります。

福祉用具を購入した場合および住宅改修をした場合の費用は、利用者が立て替え払いし、後からその費用の9割（2割負担の方は8割）を支給します。ただし、登録事業者を利用する場合、1割負担（または2割負担）のみでサービスを受けることができます。

11 生活援助型配食サービス（市町村特別給付）

※要支援･要介護の方ともに利用できます。

利用者の居宅に食事を配達するとともに、本人の安否確認を行い必要な場合には関係機関などへ連絡します。

利用者負担は食事代の全額に加え、安否確認などに要する経費（200円）の1割（20円）または2割（40円）です。

施設に通ったり、短期間入所して受けるサービス

＜日帰り滞在型＞

○食費のほか、日常生活に要する実費が別に必要です。

12 通所介護（デイサービス）　介護予防通所介護※

デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。
機能訓練や栄養改善などを目的としたサービスを選択し利用することもできます。

要介護の方	10.68円	通常規模事業所における所要時間5時間以上7時間未満の場合（要介護3の方の場合）	1回あたり	780 単位	833円
要支援の方※		「運動器の機能向上サービス」を選択する場合（要支援2の方の場合）	1月あたり	3,602 単位	3,847円

※平成28年6月から新しい総合事業の介護予防･生活支援サービス事業に移行します。

13 地域密着型通所介護（デイサービス）

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。

要介護の方のみ	10.68円	所要時間5時間以上7時間未満の場合（要介護3の方の場合）	1回あたり	874 単位	934円

14 認知症対応型通所介護（デイサービス）　介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。

要介護の方	10.83円	単独型事業所における所要時間5時間以上7時間未満の場合（要介護3の方の場合）	1回あたり	1,050 単位	1,138円
要支援の方		単独型事業所における所要時間5時間以上7時間未満の場合（要支援2の方の場合）		836 単位	906円

15 通所リハビリテーション（デイケア）　介護予防通所リハビリテーション

施設などで、理学療法士などがリハビリテーションを行います。
機能訓練や栄養改善などを目的としたサービスを選択し利用することもできます。

要介護の方	10.83円	通常規模事業所における所要時間4時間以上6時間未満の場合（要介護3の方の場合）	1回あたり	772 単位	836円
要支援の方		「運動器の機能向上サービス」を選択する場合（要支援2の方の場合）	1月あたり	3,940 単位	4,267円

<短期宿泊型>
○滞在費･食費のほか、日常生活に要する実費が別に必要です。
○原則として、認定有効期間内の半分の日数を超える利用はできません。
○連続利用は最大30日までです。

16 短期入所生活介護（ショートステイ）　介護予防短期入所生活介護

短期間、特別養護老人ホームなどの施設に入所していただき、介護をします。

要介護の方	10.83円	特別養護老人ホーム（従来型個室）の場合（要介護3の方の場合）	1回あたり	714 単位	774円
要支援の方		特別養護老人ホーム（従来型個室）の場合（要支援2の方の場合）		538 単位	583円

17 短期入所療養介護（ショートステイ）　介護予防短期入所療養介護

短期間、介護老人保健施設などの施設に入所していただき、医学的管理のもとでの介護をします。

要介護の方	10.68円	介護老人保健施設（従来型個室）の場合（要介護3の方の場合）	1回あたり	856 単位	915円
要支援の方		介護老人保健施設（従来型個室）の場合（要支援2の方の場合）		716 単位	765円

「通い」「泊まり」「訪問」を組み合わせて受けるサービス

○食費のほか、日常生活に要する実費が別に必要です。
○「泊まり」サービスの利用時には、滞在費が別に必要です。

18 小規模多機能型居宅介護　介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所で入浴や食事その他の日常生活に必要な介護を行う「通い」のサービスのほか、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供します。

要介護の方	10.83円	要介護3の方の場合	1月あたり	22,062 単位	23,894円
要支援の方		要支援2の方の場合		6,877 単位	7,448円

19 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせて提供します。

要介護の方のみ	10.83円	要介護3の方の場合	1月あたり	24,274 単位	26,289円

在宅系サービスの利用限度額

在宅系サービスには、要介護度に応じて利用できるサービスの限度額があります。
限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。
（ただし、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具購入費の支給、（介護予防）住宅改修費の支給、生活援助型配食サービス（市町村特別給付）を除きます。）

（1か月あたり）

要介護度	利用限度額（介護報酬）
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位
要介護1	16,692単位
要介護2	19,616単位
要介護3	26,931単位
要介護4	30,806単位
要介護5	36,065単位

【施設･居住系サービス】

中･長期間、施設に入所して受けるサービス

○居住費･食費（認知症対応型共同生活介護は食材料費）のほか、日常生活に要する実費が別に必要です。

20 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、少人数で共同生活を営めるよう介護をします。
※要支援1の方は対象となりません。

要介護の方	10.68円	（ユニット数が2以上）要介護3の方の場合	1日あたり	806 単位	861円
要支援の方		（ユニット数が2以上）要支援2の方の場合 *要支援1の方は対象となりません。		743 単位	794円

21 特定施設入居者生活介護　介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス（特定施設）などに入居している方に、日常生活に必要な介護や機能訓練、療養上の世話を行います。

要介護の方	10.68円	要介護3の方の場合	1日あたり	666 単位	712円
要支援の方		要支援2の方の場合		308 単位	329円

22 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模の特定施設において介護などを行うサービスです。

要介護の方のみ	10.68円	要介護3の方の場合	1日あたり	666 単位	712円

23 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、家庭での介護が困難なねたきりや認知症の方に対し、介護を行う施設です。
※新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象です。

要介護の方のみ	10.68円	ユニット型個室の場合（要介護3の方の場合）	1日あたり	762 単位	814円

24 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。
常に介護が必要で、家庭での介護が困難なねたきりや認知症の方に対し、介護を行います。
※新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象です。

要介護の方のみ	10.68円	ユニット型個室の場合（要介護3の方の場合）	1日あたり	762 単位	814円

25 介護老人保健施設

比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする方に対し、看護、医学的管理のもとでの介護やリハビリテーションなどを行う施設です。

要介護の方のみ	10.68円	多床室の場合（要介護3の方の場合）	1日あたり	877 単位	937円

26	**介護療養型医療施設** 治療よりも長期にわたる療養が必要な方に対し、看護、医学的管理のもとでの介護、必要な医療などを行う施設です。					
	要介護の方のみ	10.68円	多床室の場合（要介護3の方の場合）	1日あたり	1,071 単位	1,144円

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護や支援を必要とする方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように創設され、原則、当該市町村の住民の方のみが利用対象です。（☆のついたサービスが地域密着型サービスです。）

介護保険サービスを利用したとき負担の軽減制度があります。

低所得の方などは、介護保険サービスを利用したときに、負担軽減の制度があります。

高額介護サービス費

同じ世帯の利用者が、同じ月に利用した介護保険の利用者負担の合計が、一定の限度額を超えたときは、超えた分が支給されます。（初回のみ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請にお越しいただければ、以後は自動的に口座に振り込まれます。）

限度額は、本人の所得や世帯の課税状況に応じて決められます。

ただし、次の負担は高額介護サービス費の対象となりません。

(1) 福祉用具購入や住宅改修にかかる負担

(2) 施設における居住費（短期入所の場合は滞在費）および食費

(3) 理美容代などの日常生活に要する実費　(4) 生活援助型配食サービスにかかる負担 等

介護保険以外の公費助成制度で受給者証の交付を受けている方（公費負担医療受給者）のうち、公費分本人負担が生じた方は、公費分本人負担にかかる領収書及び受給者証を添付のうえ、別途申請できます。

◆利用者負担（1割分または2割分）の負担限度額

（1か月）

利用者負担段階区分		限度額
生活保護の受給者など		15,000円（個人）
世帯全員が住民税非課税	・老齢福祉年金受給者 ・公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人）
		24,600円
住民税課税者がいる世帯		37,200円
	課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる世帯※	44,400円

※課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる世帯でも、世帯内の65歳以上の方の収入合計が単身で383万円未満、2人以上で520万円未満である場合は、収入額の申請により、37,200円の限度額の適用を受けることができます。

○課税所得・・・収入から、公的年金等控除・給与所得等控除・必要経費等を引いて、さらに基礎控除や社会保険料控除等の人的控除も引いた額をいいます。

○収　　入・・・所得税法上収入として算入すべき額（退職所得に係る収入金額は除く）であり、各種控除を差し引く前の額をいいます。

居住費・食費の利用者負担（負担限度額）

所得が低い方は、施設サービスおよび短期入所サービス（ショートステイ）の居住費（滞在費）・食費の補助があります。

本人の所得や世帯の課税状況に応じた限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は、介護保険から負担されます。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、区役所または支所の発行した負担限度額認定証を、サービスを利用する施設等へ提示する必要があります。

◆適用要件

所得要件

住民税非課税世帯
別世帯に配偶者がいる場合は、
その配偶者も住民税非課税

＋

資産要件（本人、配偶者のみ）

預貯金等が一定額以下
（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）

◆利用者負担段階と負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		負担限度額（日額）						
区分	被保険者の所得状況	食費	居住費（滞在費）					
			ユニット型		従来型個室		多床室	
			個室	準個室	特養等	老健・療養型等	特養等	老健・療養型等
第4段階	第1段階～第3段階以外の方（住民税課税世帯の方）	負担限度額なし（基準費用額によらず、施設との契約額を支払うことになります。）						
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	820円	490円	420円	490円	370円	370円
第1段階	・生活保護等を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	300円	820円	490円	320円	490円	0円	0円
基準費用額		1,380円	1,970円	1,640円	1,150円	1,640円	840円	370円

（※1）別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者が住民税非課税であることも必要です。
（※2）上記の負担限度額の適用を受けるためには、預貯金額等が単身で1,000万円、夫婦（別世帯に配偶者がいる場合を含む）で 2,000万円以下であることも併せて必要です。
（※3）平成28年8月からは第2段階の条件について、従来の要件に非課税年金（遺族・障害年金など）の金額を加算した金額が80万円以下の方と変更されます。

○負担限度額認定は原則として、申請日の属する月の初日から適用されます。

○当初は負担限度額の適用要件に該当しなかった場合でも、その後「利用者負担第1～3段階」に該当することとなった場合には、再度申請をすることにより申請日の属する月の初日から適用を受けることができます。

○利用者負担段階における「住民税非課税の方」
地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない方、または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された方をいいます。

○公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号）
老齢・退職年金など、課税対象となる年金などの収入金額をいい、遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません。

○合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）
総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、特別控除前の土地・建物等の譲渡所得金額、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額などの合計額（損失の繰越控除前）をいいます。

（居住環境の種類）

ユニット型個室	食事や談話ができる共同生活室を併せ持ち、一定の基準を満たした完全な個室
ユニット型準個室	食事や談話ができる共同生活室を併せ持つが、一定の基準を満たしていない個室
従来型個室	食事や談話ができる共同生活室がない個室
多床室	上記のいずれにも該当しない、定員2人以上の部屋 ※新しいタイプの（プライバシーに配慮した）定員2人以上の部屋を整備予定

住民税が課税されている世帯に対する居住費・食費の軽減

負担限度額の認定は住民税が課税されている世帯は対象になりませんが、高齢夫婦などで一方が施設に入所した場合、在宅で生活する配偶者が生計困難にならないよう、一定の要件を満たす場合には、居住費・食費が軽減されます。

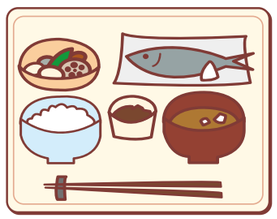

高額医療合算介護サービス費

年間の介護保険サービスと医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）の合計が一定の限度額を超えたときは、超えた分が支給されます。

「高額介護サービス費」の支給に加え、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、1年間（8月から翌年7月）の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額から世帯の負担限度額（年額）を差し引いた額が501円以上となる場合、この限度額を超えた分の内、介護保険にかかる部分を「高額医療合算介護サービス費」として支給します。なお、医療保険にかかる部分については「高額介護合算療養費」として医療保険者より支給されます。

世帯の負担限度額

【70歳以上の方、後期高齢者医療の方】　（年額）

所得区分＼保険区分		後期高齢者医療（世帯内の被保険者）＋介護保険	被用者保険または国民健康保険（世帯内の70～74歳）＋介護保険
①	一定以上所得がある世帯	67万円	
②	一般世帯	56万円	
③	市町村民税非課税世帯	31万円	
④	③のうち、所得が一定以下の世帯	19万円	

※所得区分④の世帯の中で、介護保険サービスを実際に利用している方が複数いる場合は、③の負担限度額が適用されます。

【70歳未満の方】　（年額）

所得区分＼保険区分		被用者保険または国民健康保険（世帯内の70歳未満）＋介護保険	
		～平成27年7月	平成27年8月～
所得額	901万円超	176万円	212万円
	600万円超901万円以下	135万円	141万円
	210万円超600万円以下	67万円	67万円
	210万円以下	63万円	60万円
市町村民税非課税世帯		34万円	

○所得区分は基準日（7月31日）現在の医療費の自己負担限度額で適用される区分です。
○所得とは、前年中（1月～7月は前々年中）のすべての所得（退職所得を除く）を合計した金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた後の額です。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度（社福軽減）

生活保護受給者もしくは中国残留邦人等支援給付受給者（以下、生活保護受給者等という。）または市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方については、軽減を実施している社会福祉法人等が利用者負担を減額する制度があります。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、区役所または支所の発行した社福軽減の確認証をサービスを利用する施設等へ提示する必要があります。

［内　容］　軽減を実施している社会福祉法人および名古屋市が行っている以下のサービスについて、介護保険サービス費（1割分）、居住費（滞在費）および食費の一部が減額されます。生活保護受給者等については、特別養護老人ホームまたは（介護予防）短期入所生活介護における個室の居住費（滞在費）に限ります。

［対象サービス］

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）
- 訪問介護＊
- 夜間対応型訪問介護
- 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（予防専門型訪問サービス）
- 通所介護（デイサービス）＊
- 地域密着型通所介護（デイサービス）
- 認知症対応型通所介護（デイサービス）＊
- 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（予防専門型通所サービス）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）＊
- 小規模多機能型居宅介護＊
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護

＊は介護予防型を含む

災害等による負担の減免制度

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により利用者負担（1割分または2割分）が減免されることがあります。

障害者ホームヘルプサービスを利用していた方などの負担軽減の支援措置

65歳となり介護保険適用となった方で、その前おおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方または特定疾病を原因とした障害によって要介護認定等を受けた40歳～64歳の方で、障害福祉サービスにおいて、生活保護を必要としなくなるよう、負担額を0円とされている方については、訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護、並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（予防専門型訪問サービス）の利用者負担が減額されます。

あらかじめ区役所福祉課（支所管内の方は、支所区民福祉課）へ申請し、区役所（支所管内の方は、支所区民福祉課）の発行した減額認定証をサービスを利用する事業者等へ提示する必要があります。

いきいき支援センター（地域包括支援センター）の概要

【いきいき支援センターとは】

高齢者の身近な相談窓口として、すべての市町村においていきいき支援センター（地域包括支援センター）が設置されています。本市では、各区に1～2か所、全市に29か所のいきいき支援センターを設置しています。

いきいき支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職の職員を配置しています。専門性を活かしながら、ひとつの「チーム」として業務にあたります。

また、いきいき支援センターの分室を各区に1か所ずつ設置しています。分室では高齢者の健康・福祉・介護等の「総合相談」等を中心に行い、その他の業務はいきいき支援センターと協力・連携して実施します。

○相談費用は無料です。

○開設時間は月～金曜日（祝休日、年末年始を除きます）午前9時～午後5時

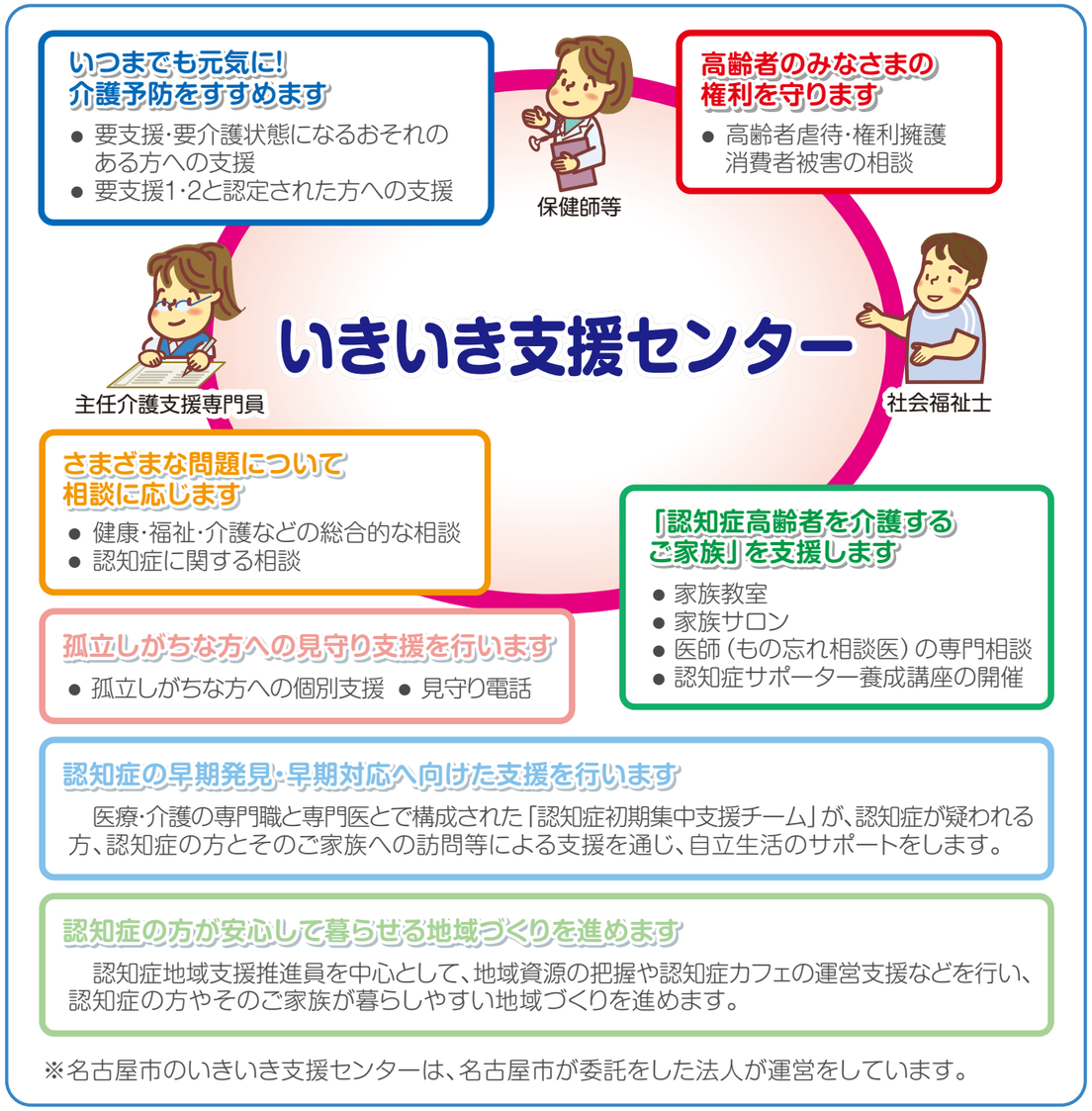

※名古屋市のいきいき支援センターは、名古屋市が委託をした法人が運営をしています。

さまざまな問題について相談に応じます

健康・福祉・介護など、生活のなかでお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。

また、高齢者の方が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。

いつまでも元気に! 介護予防をすすめます

● 要支援・要介護状態になるおそれのある方には

「基本チェックリスト」により事業の対象者と判定された方は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用を通じて、介護予防と自立に向けた支援を行います。

● 要支援1・2と認定された方には

いきいき支援センター（または、いきいき支援センターから委託された居宅介護支援事業所）が、介護保険サービス等の利用についてご相談に応じます。

高齢者のみなさまの権利を守ります

● 高齢者虐待について

高齢者の方への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（電話052−856−9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

● 権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者の方で、ご家族などがいない場合、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見制度」の利用など権利擁護についてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北　部	052-919-7584	東区、北区、西区、中村区、守山区
南　部	052-678-3030	中区、熱田区、中川区、港区、南区
東　部	052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、緑区、名東区、天白区

● 消費者被害について

高齢者の方を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（電話052−222−9671）と連携し、ご相談に応じます。

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援します

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援するとともに、認知症高齢者の方やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

● 家族教室、家族サロン（憩いの場）、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座

認知症に関する専門の電話相談窓口

認知症コールセンターをご利用ください。**TEL 052-919-6633**

○社会福祉士などが認知症に関するさまざまな相談に対応します。

○相談費用は無料です。（通話料金がかかります。）

○受付時間は月・水・木・金曜日の午前10時～午後4時、火曜日の午後2時～午後8時です。（祝休日、年末年始を除きます。）

【いきいき支援センター（地域包括支援センター）一覧】

区	名称	所在地	電話（FAX番号）	担当地域（小学校区名）
千種	千種区東部いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343 (781-8346)	上野、自由ケ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ケ丘、宮根
	分室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	726-8944 (726-8966)	
	千種区西部いきいき支援センター	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530 (763-1547)	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東	東区いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236 (932-9311)	区内全域
	分室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	711-6333 (711-6313)	
北	北区東部いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432 (991-3501)	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545 (915-2641)	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
	分室	北区中味鋺三丁目414	902-7232 (902-7233)	
西	西区北部いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343 (505-8345)	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
	西区南部いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079 (532-9020)	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
	分室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階	562-5775 (562-5776)	
中村	中村区北部いきいき支援センター	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133 (483-3410)	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
	分室	中村区稲葉地本通1丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030 (412-3110)	
	中村区南部いきいき支援センター	中村区豊国通1丁目14	483-6866 (483-6867)	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中	中区いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674 (331-9953)	区内全域
	分室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	262-2265 (262-2275)	
昭和	昭和区東部いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335 (861-9336)	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513 (883-2231)	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
	分室	昭和区阿由知通4丁目7 グローバル御器所2C	852-3355 (852-3344)	
瑞穂	瑞穂区東部いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008 (841-4080)	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	851-0400 (851-0410)	
	瑞穂区西部いきいき支援センター	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階	872-1705 (872-1707)	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔

高齢者いきいき相談室を開設しています

いきいき支援センターと連携し、相談内容に応じた支援を行っています。健康･福祉･介護など生活の中のお困りごとがございましたら身近で気軽な相談室の「高齢者いきいき相談室」もご利用ください。

区	名称	所在地	電話（FAX番号）	担当地域（小学校区名）
熱田	熱田区いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195 (671-4019)	区内全域
	分室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階	682-2522 (682-2505)	
中川	中川区東部いきいき支援センター	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階	354-8343 (354-8341)	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部いきいき支援センター	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258 (353-5879)	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
	分室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	364-7273 (364-7271)	
港	港区東部いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568 (651-1167)	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部いきいき支援センター	港区寛政町6丁目25	381-3260 (381-3261)	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明徳
	分室	港区知多二丁目2215 レーブエル1階	309-7411 (309-7412)	
南	南区北部いきいき支援センター	南区桜本町112 桜台コーポ1階	811-9377 (811-9387)	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道徳、豊田、明治、呼続
	分室	南区道徳通三丁目46	698-7370 (698-7380)	
	南区南部いきいき支援センター	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050 (823-2688)	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山	守山区東部いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013 (758-2015)	天子田、大森、大森北、小幡、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
	分室	守山区吉根南1401	736-0080 (736-0081)	
	守山区西部いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411	758-5560 (758-5582)	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑	緑区北部いきいき支援センター	緑区鹿山二丁目1-5 NTT鳴子ビル内	899-2002 (891-7640)	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
	分室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	877-9001 (877-8841)	
	緑区南部いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343 (624-8361)	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東	名東区北部いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777 (726-8776)	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
	分室	名東区明が丘124-2 ami ami annex 2階	771-7785 (771-7702)	
	名東区南部いきいき支援センター	名東区にじが丘2丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121 (720-5400)	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白	天白区東部いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555 (809-5551)	相生、植田、植田北、植田東、植田南、しまだ、高坂、原、平針、平針北、平針南
	分室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	808-5400 (808-5322)	
	天白区西部いきいき支援センター	天白区大坪二丁目801	839-3663 (839-3665)	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

平成28年6月から

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい 総合事業）を開始します。

これまで、要支援者の方の訪問介護や通所介護のサービスは、全国一律の基準により提供してきましたが、新しい総合事業では、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新しいサービスを提供します。

また、要支援者になるおそれのある方等に利用していただいていました従来の介護予防事業の内容もあわせて見直し、より効果的に事業を行っていきます。

◆ 新しい総合事業では

要支援者の方や要支援者になるおそれのある方が利用できる**「介護予防・生活支援サービス事業」**と、65歳以上のすべての方が利用できる**「一般介護予防事業」**があり、皆さまの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

介護予防・生活支援サービス事業

[対　象　者]・要支援1・2の方
・基本チェックリスト（※）で事業の対象者と判定された方

[利用者負担] 原則としてサービス費用の1割分または2割分の利用者負担が必要です。低所得の方などがサービスを利用したときは、介護保険サービスを利用したときと同様の負担の軽減制度があります。

[ポ イ ン ト] 従来介護予防サービスであった、**訪問介護**と**通所介護**は、平成28年6月から介護予防・生活支援サービス事業に移行します。

訪問サービス

【予防専門型訪問サービス】（従来の介護予防訪問介護と同じサービス）
既存の訪問介護事業所による身体介護や生活支援

【生活支援型訪問サービス】
NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援

【地域支えあい型訪問サービス】
住民ボランティアによるゴミ出しや電球の交換等、日常のちょっとした困り事についての生活支援

通所サービス

【予防専門型通所サービス】（従来の介護予防通所介護と同じサービス）
既存のデイサービスセンターでの機能訓練や入浴、食事の介護等

【ミニデイ型通所サービス】
デイサービスセンター等での「なごや介護予防・認知症予防プログラム」による機能訓練

【運動型通所サービス】
デイサービスセンターやフィットネスクラブ等での、転倒を予防し、足腰の筋力を保つための軽い運動

上記のほかに生活支援サービスとして、栄養改善や安否確認を目的とした自立支援型配食サービスがあります。

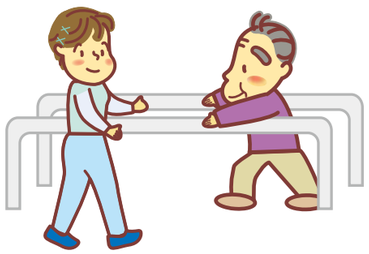

一般介護予防事業

[対　象　者]・65歳以上のすべての方

[利用者負担] 無料

[ポ イ ン ト] 保健所や福祉会館等で介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で介護予防の活動を継続できるよう支援します。

高齢者サロン

高齢者の方が身近な場所で集える場（サロン）を増やします。（サロンの開設や運営の支援を行います。）

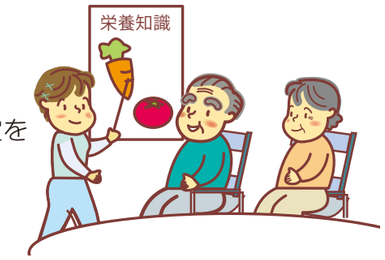

いきいき教室

保健所等で、専門職による介護予防に関する講演や教室を開催します。

認知症予防教室

福祉会館で、認知症予防に役立つ知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーの養成を行います。

高齢者はつらつ長寿推進事業

コミュニティセンター等で、レクリエーションなどを通じ、仲間づくりの支援を行います。

※基本チェックリストってなに?

基本チェックリストとは、日常生活の状況や足腰の状態、栄養状況、お口の状況、閉じこもりや物忘れの有無、最近2週間の気持ちなど、25項目の質問等により心身の状態を確認するものです。基本チェックリストによる判定では、当日結果が分かりますので、迅速にサービスの利用を開始することができます。

◆「新しい総合事業」については、別のパンフレットで詳しくご説明しております。

在宅医療・介護連携支援センターの概要

【在宅医療・介護連携支援センターとは】

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民からの在宅療養に関する様々な相談に専門知識を持った相談員が対応します。また、切れ目のない在宅医療・介護サービスを提供できるよう多職種の連携を支援します。在宅療養に関する不安やお悩みについて、お気軽に相談ください。

○相談費用は無料です。
○開設時間：月～金曜日（祝休日、年末年始を除きます）
　　午前9時～午後5時

在宅医療・介護連携支援センター一覧

区	住所	電話番号	FAX番号
千種	千種区内山2-16-16　ちくさ病院5階	732-0874	732-0875
東	東区葵1-4-38　名古屋市医師会館5階	933-0874	937-8741
北	北区東味鋺1-2401　名春中央病院1階	903-0874	903-0875
西	西区栄生2-26-11　名鉄病院1号館4階	561-0874	561-0875
中村	中村区太閤通4-1　鵜飼リハビリテーション病院1階	481-0874	481-0876
中	中区三の丸1-3-1　名城病院1階	201-0874	201-0877
昭和	昭和区川原通7-5-1　アンシャンテ川原1階 かわな病院から北西へ徒歩5分	763-0874	763-0875
瑞穂	瑞穂区玉水町1-1-1 新生会第一病院から西へ徒歩2分	837-0874	837-0875
熱田	熱田区六番1-2-15　デイサービスセンターろくばん3階 熱田リハビリテーション病院から西へ徒歩2分	683-0874	683-0881
中川	中川区高畑1-222　中川区休日急病診療所2階	354-0874	354-0875
港	港区千鳥1ー13ー22　名古屋市医師会看護専門学校1階	652-0874	652-0878
南	南区松池町3-19　笠寺病院1階	823-0874	823-0876
守山	守山区守山2-18-22　守山いつき病院B1階	795-0874	795-0881
緑	緑区潮見が丘1-77　名古屋市立緑市民病院3階	896-0874	896-0876
名東	名東区上社3-1911　メイトウホスピタル1階	702-0874	702-0876
天白	天白区荒池2-1101　並木病院1階	800-0874	800-0875

介護マークをご存知ですか？

認知症の方の介護は、他の方から見ると介護をしていることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

そこで、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために作成されたのが「介護マーク」です。このマークは静岡県で作成されたもので、現在、全国への普及が進められています。

「介護マーク」は区役所福祉課や支所区民福祉課、いきいき支援センター（地域包括支援センター）で配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイト（http://www.city.nagoya.jp/）でダウンロードすることもできますので、ご活用ください。
（上記の「介護マーク」を切り抜いて利用いただいても結構です。利用にあたっては下記の留意事項をご確認ください。）

なお、「介護マーク」は認知症の方の介護だけではなく、障害のある方の介護にもご利用できます。

たとえばこんな場合に…

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき

外出先でこのマークを見かけたら
温かく見守ってください

！利用にあたっての留意事項

1．本来の目的（介護中であることを周囲に理解してもらうこと）以外には、決して利用しないでください。
2．配布されたマークは適正に管理し、利用する必要がなくなった場合には、各自で処分してください。

● お問い合わせ・ご相談は ●

お住まいの区の区役所福祉課
または支所区民福祉課へおたずねください。

●千種区役所	TEL 753−1848	FAX 751−3120
●東区役所	TEL 934−1195	FAX 936−4303
●北区役所	TEL 917−6523	FAX 914−2100
●北区役所楠支所	TEL 901−2269	FAX 902−1843
●西区役所	TEL 523−4519	FAX 521−0067
●西区役所山田支所	TEL 501−4975	FAX 504−7409
●中村区役所	TEL 453−5420	FAX 453−8232
●中区役所	TEL 265−2324	FAX 241−6986
●昭和区役所	TEL 735−3918	FAX 731−8900
●瑞穂区役所	TEL 852−9396	FAX 851−1350
●熱田区役所	TEL 683−9915	FAX 682−0346
●中川区役所	TEL 363−4327	FAX 352−7824
●中川区役所富田支所	TEL 301−8376	FAX 301−8661
●港区役所	TEL 654−9715	FAX 651−1190
●港区役所南陽支所	TEL 301−8345	FAX 301−8411
●南区役所	TEL 823−9415	FAX 811−6366
●守山区役所	TEL 796−4603	FAX 793−1451
●守山区役所志段味支所	TEL 736−2192	FAX 736−4670
●緑区役所	TEL 625−3964	FAX 621−6841
●緑区役所徳重支所	TEL 875−2207	FAX 875−2215
●名東区役所	TEL 778−3007	FAX 774−2781
●天白区役所	TEL 807−3897	FAX 802−9726

介護に関する名古屋市のホームページ『NAGOYAかいごネット』

介護保険制度の説明や、介護サービス事業者の検索など、介護保険サービスの利用に役立つ様々な情報を提供しています。その他に、在宅での診療が可能な医療機関や高齢者サロン、認知症カフェなど、高齢者の方が自分らしく生活していくための情報も提供しています。ぜひ、ご覧ください。

http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top　NAGOYA かいごネット　検索

発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課　TEL 972−2591　FAX 972−4147
このパンフレットは、平成28年4月現在の内容で作成しています。このパンフレットは、古紙パルプを含んだ再生紙を使用しています。